（とどまることができる期間及び施設の指定） **第26条**　［略］ 2　特別審理官又は主任審査官は、とどまることができる期間及び施設の指定を受けている申請者が指定した出国便で退去しないときは、法第24条第５号の２に該当する容疑者として、直ちに所属の地方出入国在留管理官署（当該地方出入国在留管理官署に入国警備官が置かれていない場合は、当該地方出入国在留管理官署を管轄する直近上級の地方出入国在留管理官署）の入国警備官に通報しなければならない。ただし、その原因が疾病等申請者の責めに帰することができない事由によると認められる場合は、改めてとどまることができる期間及び施設の指定をするものとする。 （仮上陸許可） **第27条**　法第13条第１項に規定する主任審査官は、申請者に係る上陸の手続を行っている地方出入国在留管理官署（当該地方出入国在留管理官署に主任審査官が置かれていない場合は、当該地方出入国在留管理官署を管轄する直近上級の地方出入国在留管理官署）の主任審査官とする。 2　［略］	（とどまることができる期間及び施設の指定） **第26条**　［同左］ 2　特別審理官又は主任審査官は、とどまることができる期間及び施設の指定を受けている申請者が指定した出国便で退去しないときは、法第24条第５号の２に該当する容疑者として、直ちに所属の地方入国管理官署（当該地方入国管理官署に入国警備官が置かれていない場合は、当該地方入国管理官署を管轄する直近上級の地方入国管理官署）の入国警備官に通報しなければならない。ただし、その原因が疾病等申請者の責めに帰することができない事由によると認められる場合は、改めてとどまることができる期間及び施設の指定をするものとする。 （仮上陸許可） **第27条**　法第13条第１項に規定する主任審査官は、申請者に係る上陸の手続を行っている地方入国管理官署（当該地方入国管理官署に主任審査官が置かれていない場合は、当該地方入国管理官署を管轄する直近上級の地方入国管理官署）の主任審査官とする。 2　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別記第１号様式４⑵中「入国管理局」を「出入国在留管理局」に、「Regional Immigration Bureau」を「Regional Immigration Services Bureau」に、「法務省」を「出入国在留管理庁」に、「Ministry of Justice」を「Immigration Services Agency」に改める。

別記第２号様式、別記第２号様式の３及び別記第３号様式中「入国管理局」を「出入国在留管理局」に改める。

別記第３号様式の２中「第９条第４項」を「第９条第６項」に、「入国管理局」を「出入国在留管理局」に改める。

別記第４号様式の２及び別記第５号様式中「入国管理局」を「出入国在留管理局」に改める。

別記第６号様式、別記第７号様式及び別記第８号様式中「法務省」を「出入国在留管理庁」に、「Ministry of Justice」を「Immigration Services Agency」に、「入国管理局」を「出入国在留管理局」に、「Regional Immigration Bureau」を「Regional Immigration Services Bureau」に改める。

別記第９号様式及び別記第９号様式の２中「入国管理局」を「出入国在留管理局」に改める。

別記第11号様式及び別記第11号の２様式中「法務省」を「出入国在留管理庁」に、「Ministry of Justice」を「Immigration Services Agency」に、「入国管理局」を「出入国在留管理局」に、「Regional Immigration Bureau」を「Regional Immigration Services Bureau」に改める。

別記第12号様式中「入国管理局」を「出入国在留管理局」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この訓令は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この訓令による改正前の上陸審判規程の規定による別記第１号様式の口頭審理期日通知書、別記第11号様式の上陸申請取下書、別記第11号の２様式の異議申出取下書又は別記第12号様式の異議申出書類送付書は、施行日以後においても、当分の間、それぞれこの訓令による改正後の上陸審判規程の規定による別記第１号様式の口頭審理期日通知書、別記第11号様式の上陸申請取下書、別記第11号の２様式の異議申出取下書又は別記第12号様式の異議申出書類送付書とみなす。